

第5編 事故災害対策編

第5編 事故災害対策編

第1章 大規模事故災害への対応 (p5-1)

第1節 大規模火災対策計画

第2節 危険物等災害対策計画

第3節 道路災害対策計画

第4節 鉄道事故対策計画

第5節 航空機事故災害対策計画

第6節 放射性物質事故災害対策計画

第1章 大規模事故災害への対応

本市において発生が懸念される大規模災害であり、かつ本市地域防災計画で策定した震災対策編及び風水害対策編を準用することでは対応できないと考えられる大規模事故災害について、対策計画を以下のとおり策定する。

大規模事故災害 への対応

第1節 大規模火災対策計画（p5-2）

第2節 危険物等災害対策計画（p5-11）

第3節 道路災害対策計画（p5-17）

第4節 鉄道事故対策計画（p5-26）

第5節 航空機事故災害対策計画（p5-31）

第6節 放射性物質事故災害対策計画（p5-38）

事故災害対策編

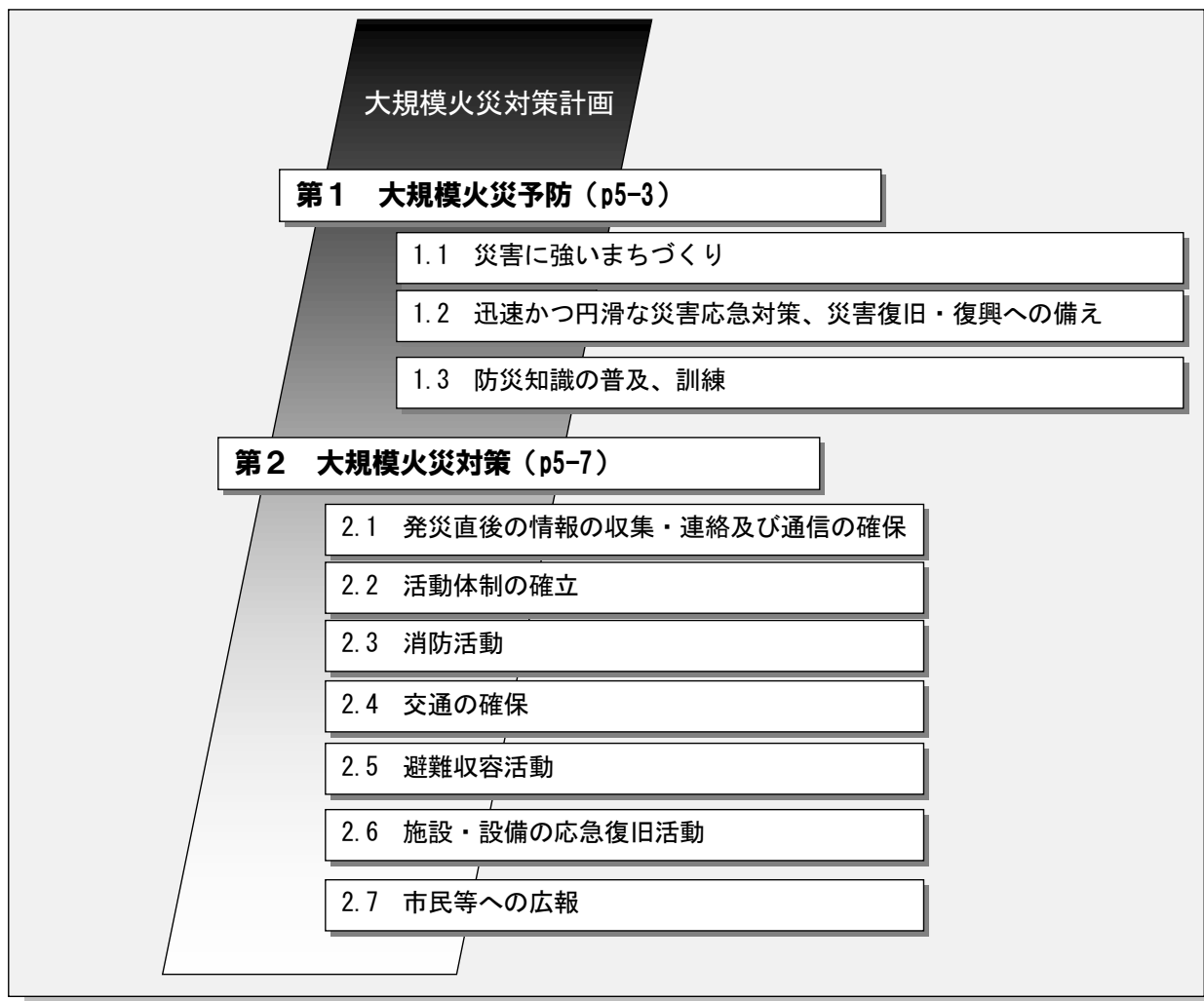
<第1章 大規模事故災害への対応>

<第1節 大規模火災対策計画>

第1節 大規模火災対策計画

密集市街地での出火延焼等に伴い、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる、大規模火災の対策について定める。

なお、地震や風水害等、他の災害に伴い生じる火災で、かつ大規模火災に至らない火災については、本計画の各編に準ずる。



第1 大規模火災予防

1.1 災害に強いまちづくり

1.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1.3 防災知識の普及、訓練

1.1 災害に強いまちづくり

【防災危機管理室、都市計画部、消防組合、事業者】

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火災による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画的な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の整備・維持管理

消防組合は、多数のものが出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

② 建築物の不燃化

市は、建築物の不燃化を促進するため、都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大、市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用、高層建築物等に係る防災計画指導を行う。

事故災害対策編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第1節 大規模火災対策計画＞

1.2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【防災危機管理室、消防組合、道路管理者、埼玉県、事業者等】

(1) 情報の収集・連絡

① 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係都県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 情報の分析整理

市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に活かす。

③ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 第1章 第2節 『第2 災害情報収集伝達体制の整備』」に準ずる。

(2) 応急体制の整備

① 職員の体制

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

② 防災関係機関相互の連絡体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関と相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

また市は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、県は県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

(3) 消火活動体制の整備

市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

市は、平常時から消防局、消防署、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、緊急輸送道路の整備に努めるものとする。また、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え**① 避難誘導**

市は、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するよう努める。また市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

② 指定緊急避難場所・指定避難所

市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。

また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また市は、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域においては、あらかじめ指定緊急避難場所を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

市、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

(8) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え**① 訓練の実施**

市は県及び事業者と協力し、住民参加による大規模火災を想定した、消火、救助・救急活動等の実践的な訓練を実施する。

② 実践的な訓練の実施と事後評価

市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的

事故災害対策編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第1節 大規模火災対策計画＞

なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

1.3 防災知識の普及、訓練

【防災危機管理室、消防組合】

(1) 防災知識の普及

消防組合は、市と連携して年2回、春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

市は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

消防組合は、市民等に対し、消火器や住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の普及に努める。

市は、市民等に対し、避難用補助器具等の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2 大規模火災対策

2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
2.2 活動体制の確立
2.3 消防活動
2.4 交通の確保
2.5 避難収容活動
2.6 施設・設備の応急復旧活動
2.7 市民等への広報

2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【本部班、消防組合、埼玉県、関係機関】

(1) 災害情報の収集・連絡

① 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

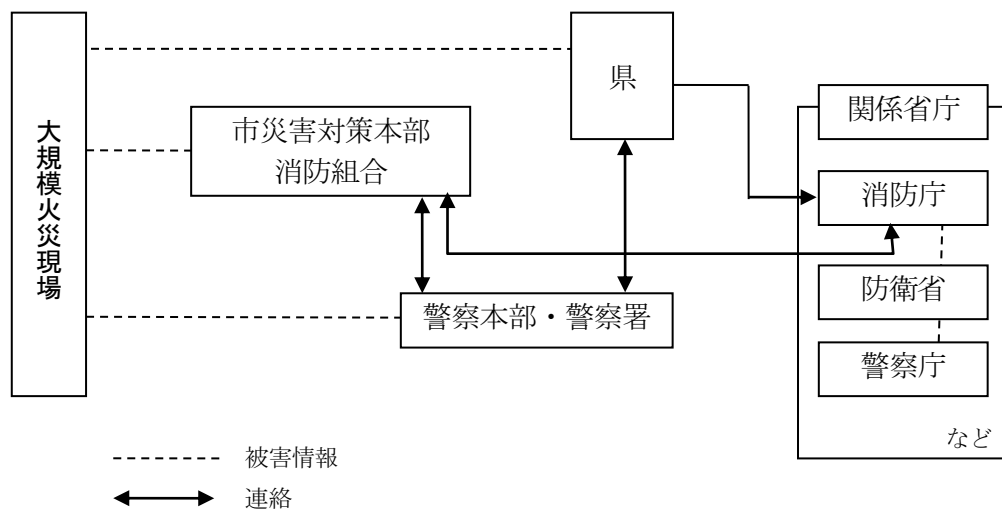
② 大規模火災情報の収集・連絡

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第1節 大規模火災対策計画>



③ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市、県及び防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2.2 活動体制の確立

【本部班、職員班、埼玉県、事業者、関係機関】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、本計画及び川越市災害対策本部条例並びに同要綱に基づき、川越市災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。なお、設置の際には、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市災害対策本部は、災害の規模や被害情報等から必要があると認める場合には、他の協定締結市町村に支援を要請するほか、自衛隊の災害派遣やその他、県を通じた広域応援等について、県知事へ要請を行うとともに、緊急性・必要性が高いと認められるときには、消防庁に連絡する。

2.3 消防活動**【消防組合】**

消防局は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。このほか、「第2編 第2章 第2節『第5 消防活動』」に準ずる。

2.4 交通の確保**【本部班、道路班、道路管理者】****(1) 緊急輸送活動**

市は、車両や事業者との協定締結に基づくヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2.5 避難収容活動**【要配慮者支援班、医療班、学校教育班、現地調査班、本部班、市民班、消防団】**

発災時における避難誘導については、「第2編 第2章 第2節 第12 『12.4 避難誘導及び移送』」に準ずる。

事故災害対策編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第1節 大規模火災対策計画＞

2.6 施設・設備の応急復旧活動

【各班共通】

市は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

2.7 市民等への広報

【情報連絡班、本部班、情報整理班、広報班、市民班】

(1) 被災者等への広報

市、県及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民等への広報

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 市民から問い合わせの処理

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。

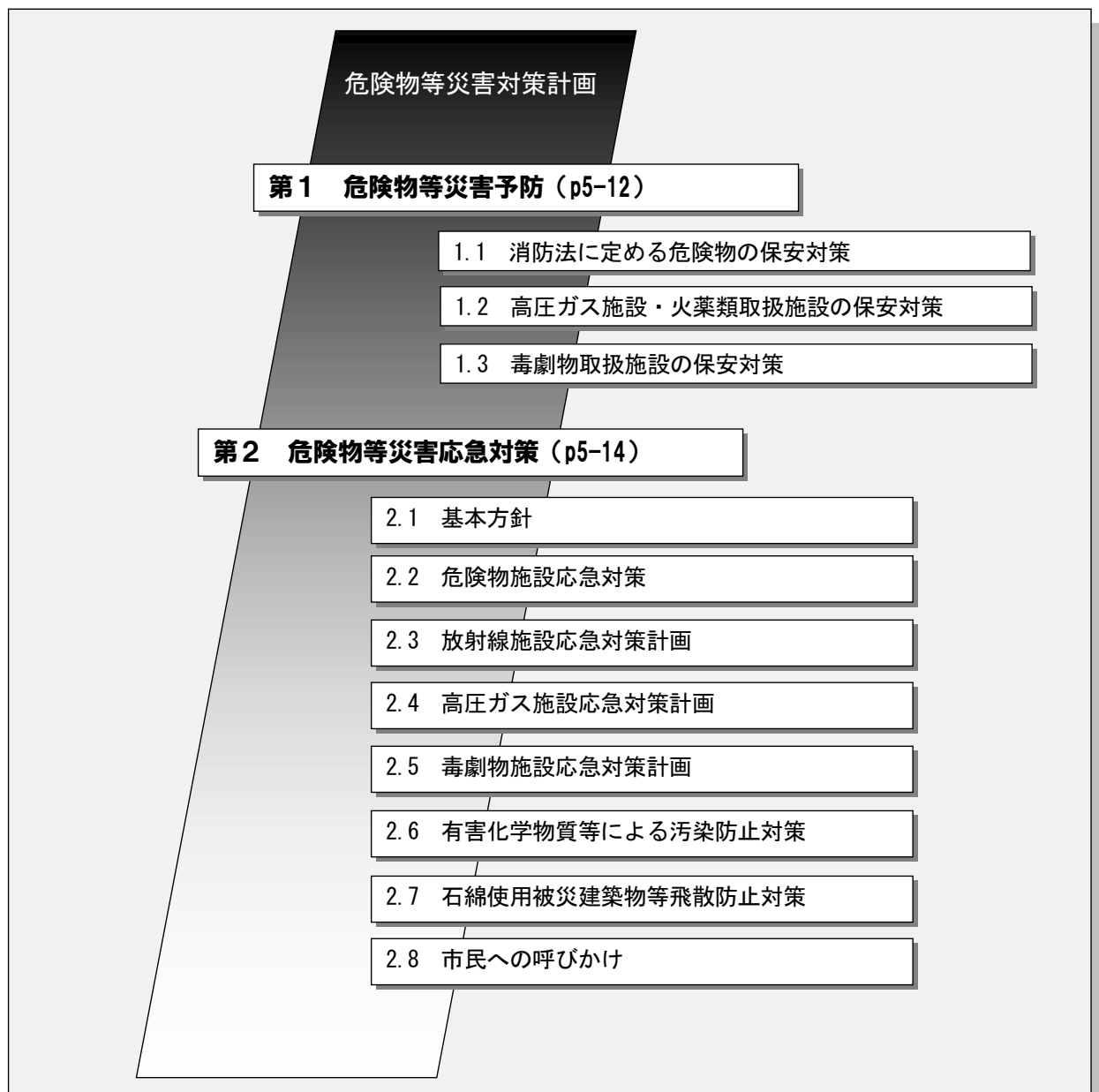
また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

なお、電話による問合せに対しては、「情報収集連絡班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。

第2節 危険物等災害対策計画

危険物質による災害の発生及び拡大の防止に向け、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令等に基づく安全確保対策を推進し、法令遵守の徹底を図る必要がある。

各危険物等取扱事業所等に対し、消防組合及び関係機関等による施設の立入検査の徹底等を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進するための対策について定める。



事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第2節 危険物等災害対策計画>

第1 危険物等災害予防

1.1 消防法に定める危険物の保安対策

1.2 高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策

1.3 毒劇物取扱施設の保安対策

1.1 消防法に定める危険物の保安対策

【保健総務課、消防組合、警察署、事業者、埼玉県】

消防法で定める危険物は、それ自身が引火性、発火性、可燃性又は爆発性を有し、貯蔵、取扱いの適正を誤ると大規模火災等を招き、また、他の火災及び地震等の災害が誘因となって大火災等を誘発し、尊い人命・身体の損傷及び財産を滅失する危険が極めて大きい。

このため、これらの施設等の災害予防の徹底を期するため、次の措置等を講ずる。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物等関連施設の管理者は、消防法の規定（消防法第12条及び第14条の3の2）に基づき危険物等関連施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 立入検査の実施

消防組合は、危険物等関連施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて、立入検査の実施を推進するほか、消防法の規定（消防法第14条の2）に基づく予防規程の確立や同規程に基づき、指導を行う。

また、危険物の流出等を防止するため、一定規模以上のタンクについて、地盤沈下等の点検を行うよう指導を行う。

(3) 自主保安体制の確立

危険物等関連施設の管理者に対して、自主保安体制を整備するよう指導する。

(4) 危険物輸送車両の安全化

石油類の輸送は、タンクローリー、運搬車両などにより行われるが、石油類を大量に輸送する場合、走行中については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等安全機材及び危険物取扱免状等の携帯義務について、消防組合、警察署は定期的に検査を実施し、構造設備等の保安管理の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

今後も、違法輸送等の取締りを強化するとともに、走行中や常置場所において立入検査等を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図り、保安意識の高揚に努める。

1.2 高圧ガス施設・火薬類取扱施設の保安対策

【消防組合、埼玉県】

高圧ガス設備等の安全化の促進に向け、県危機管理防災部化学保安課は、高圧ガス製造事業所に対する立入検査・保安検査を行うとともに、販売事業所に対する立入検査を行い、法令に定める技術上の基準に適合せしめるよう指導あるいは措置命令を行う。このほか、関係防災機関と定期的な連絡会議を行い、指導、取締り方針の統一、情報交換を行い防災対策に万全を期す。

消防組合は、火薬類取扱施設に対し立入検査を実施し、自主保安体制の確立を図る。

1.3 毒劇物取扱施設の保安対策

【保健総務課、消防組合】

毒劇物取扱施設の安全化の促進に向け、川越市保健所は、毒劇物営業者、業務上取扱者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させ、取扱責任者に対し、毒劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関に届出させるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

このほか、業務上取扱者等に対する立入検査を実施し、毒劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を行うとともに、毒劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物を取扱う電気めっきを行う事業者等（届出が必要な業務上取扱者）を特に重点的に指導する。

薬局等に対しては、可燃性薬品、毒劇物の保管設備について、防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

消防組合は、貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究するとともに、一定規模以上の同施設の防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第2節 危険物等災害対策計画>

第2 危険物等災害応急対策

2.1 基本方針
2.2 危険物施設応急対策
2.3 放射線施設応急対策計画
2.4 高圧ガス施設応急対策計画
2.5 毒劇物施設応急対策計画
2.6 有害化学物質等による汚染防止対策
2.7 石綿使用被災建築物等飛散防止対策
2.8 市民への呼びかけ

2.1 基本方針

【消防組合、医療班、環境保全班】

市は、爆発物、有害物質等の危険物等による災害が発生したとき、又は災害によって危険物等関連施設等に危険がせまったときは、次に掲げる施設等を対象に、関係各機関は緊密な協調のもとに被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

- | | | |
|-----------|------------------------|-----------|
| ・危険物等関連施設 | ・火薬類取扱施設 | ・高圧ガス施設 |
| ・毒劇物施設 | ・放射性物質施設 | ・クリーニング施設 |
| ・PCB保管施設 | ・その他二次災害の危険性があると判断する施設 | |

危険物等施設管理者又は付近住民等は、災害の発生又は危険を察知した場合、速やかに消防局、市災害対策本部、警察署に連絡する。連絡を受けた市災害対策本部は状況を確認するとともに、周辺住民に広報し、避難を呼びかける。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、消防局、警察署へ協力を要請する（地震発生時は、応急復旧が実施できないことが予想され、まず周辺住民を避難させることが最優先業務となる。）。

応急復旧活動にあたっては、危険物等施設管理者は、市災害対策本部等と連携して実施する。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、消防局、警察署へ協力を要請する。

2.2 危険物施設応急対策

【消防組合】

消防組合は、緊急措置命令により、危険物集荷の禁止、移動及び搬出の準備のための防護、その他自主的応急体制の確立等応急措置をとらせるとともに、事故発生に際しては消防部隊の効果的運用を図り、被害拡大防止に努める。

2.3 放射線施設応急対策計画

【消防組合】

放射線施設管理者は、放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じて、応急的危険場所の設定、関係機関等への連絡、危険場所の設定と放射線量の測定、被災者の救出救護、危険原因の応急的排除、危険場所内所在者の避難誘導、汚染の拡大防止、広報活動、その他必要な対応を実施する。

消防組合は、警防計画を樹立のうえ、火災に際しては施設の延焼を防止する消防活動を行い、汚染区域の拡大防止に努めるとともに、警察と連絡を取り、危険区域内の避難誘導に努める。

2.4 高圧ガス施設応急対策計画

【消防組合】

施設管理者は、災害の規模、態様、建築物の構造等を考慮し、消防部隊の責任者と連絡を密にして機敏な措置を取る。爆発、火災若しくは高圧ガスの漏出に際しては、状況に応じて、負傷者の救出救護、漏出防止措置、避難の指示、火気厳禁の広報、引火性・爆発性物品の移動を行う。

消防組合は、火災に際して、施設防火管理者と連絡を密にして、未燃焼ガスの冷却及び除去を行い、延焼拡大の防止に努めるとともに、関係機関との連携を保持し、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

2.5 毒劇物施設応急対策計画

【保健総務課、消防組合】

川越市保健所は、毒劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物等が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し又はそのおそれがある場合、その保管施設等の責任者に、迅速的確な情報を保健所、警察署又は消防機関に連絡させるとともに、危険防止のための応急措置を講ずるよう指示し、その毒性、劇性の及ぶ危険区域を指定する。

消防組合は、火災に際して、施設管理者と連絡を密にし、施設の延焼を防止するとともに、汚染区域の拡大の防止に努める。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第2節 危険物等災害対策計画>

2.6 有害化学物質等による汚染防止対策

【環境保全班】

市は、災害に伴う有害物質の漏えい等により、人の健康及び生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合は、「大気関係事故時の対応マニュアル」及び「異常水質事故対応マニュアル」等に基づき、その施設等の責任者に迅速的確な情報を環境対策課に連絡させるとともに、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるよう指示する。

2.7 石綿使用被災建築物等飛散防止対策

【環境保全班】

市は、石綿（アスベスト）が使用されている建築物等が災害により被害を受け、石綿が風等によって飛散するおそれがある場合は、「川越市災害時アスベスト対策初動マニュアル」及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（環境省）」に従い、その建築物の持ち主等に飛散防止措置を要請する。

2.8 市民への呼びかけ

【広報班、関係各班】

関係各部班は、2.2～2.8の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第2編 第2章 第2節 『第4 広報活動』」に則って広報活動を行う。

第3節 道路災害対策計画

地震や水害その他の理由により、高架橋の損壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落、落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

なお、本節において道路管理者とは、国土交通省関東地方整備局、埼玉県、市、東日本高速道路株式会社を示す。

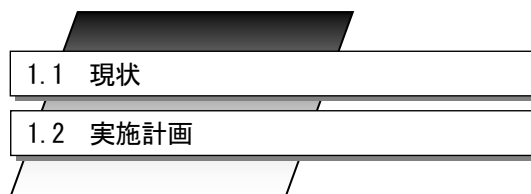


事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第3節 道路災害対策計画>

第1 道路災害予防



1.1 現 状

各道路施設管理者は、災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報するとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

1.2 実施計画

【道路管理者、市、埼玉県】

(1) 道路の安全確保

① 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

② 道路施設等の整備

ア) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害が発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害が発生するおそれのある道路区間を異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者や地域住民、道路利用者等に広報するものとする。

イ) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ・道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ・道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- ・道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ・バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報を把握し、応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

カ) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡

① 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、関係市町、関係都県、警察、消防組合等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

② 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、市の整備する情報連絡システムについては、「第2編 第1章 第2節 『第2 災害情報収集・伝達体制の整備』」に準ずるものとする。

(3) 災害応急体制の整備

① 職員の体制の整備

埼玉県、市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

② 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との相互応援協定の締結を促進するなど、事前に関係機関との連携を強化しておくものとする。

また埼玉県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、埼玉県特別機動援助隊（SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備する。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、埼玉県は「九都県市災害時相互応援に関する協定」等の広域的な応援協定に基づく連携の強化に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市及び埼玉県は協力して緊急輸

事故災害対策編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第3節 道路災害対策計画＞

送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、市、埼玉県及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、平常時から広報体制を整備するとともに、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

市域内で発生した道路災害に対して、本市及び関係機関が実施する応急対策を次に示す。

2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
2.2 活動体制の確立
2.3 消火活動
2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
2.5 危険物の流出に対する応急対策
2.6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動
2.7 被災者等への的確な情報伝達活動
2.8 道路災害からの復旧

2.1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【市、道路管理者、埼玉県】

(1) 災害情報の収集・連絡

本市及び道路管理者並びに埼玉県が実施する被害情報の収集・連絡及び事故情報等の連絡は、次のとおりである。

□災害発生直後の被害情報の収集・連絡

○市

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに埼玉県に連絡するものとする。

○道路管理者

道路管理者は、被害状況を埼玉県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

○埼玉県

埼玉県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行う。また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第3節 道路災害対策計画>

□事故情報等の連絡

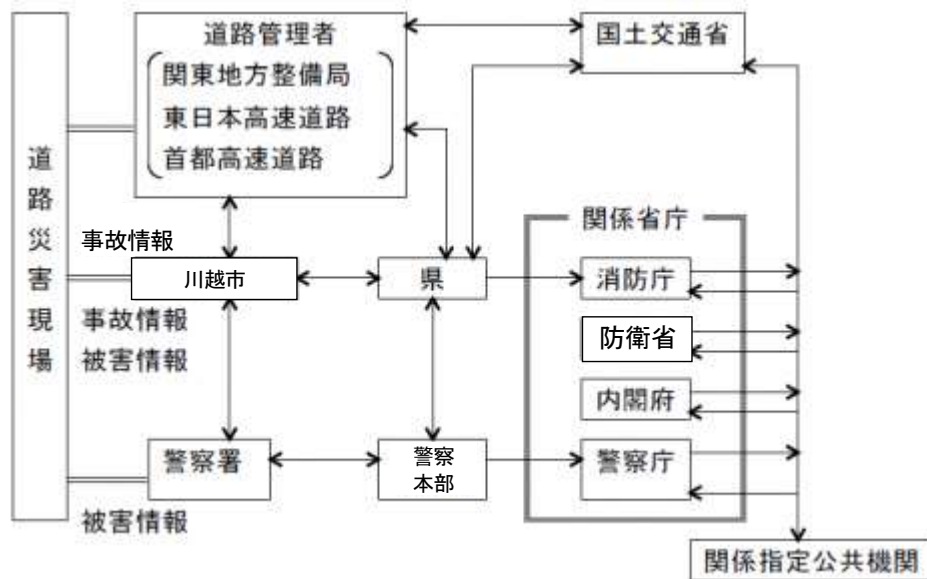
○道路管理者

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに埼玉県、市町村、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

○埼玉県

埼玉県は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、関係市町村、警察、各関係機関等へ連絡する。

■道路災害情報の収集・連絡系統



□応急対策活動情報の連絡

○市

市は、埼玉県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

○道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

○埼玉県

埼玉県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を市町村に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2.2 活動体制の確立

【市、埼玉県、道路管理者】

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに埼玉県に対し設置状況等を報告するとともに、埼玉県、関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請及び広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 第2章 第1節 『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」によるものとし、広域的な応援要請は、「第2編 第2章 第1節 『第6 広域応援等』」によるものとする。

(2) 埼玉県の活動体制

埼玉県は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害状況等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。また、消防庁等の関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な対策を講ずるものとする。

2.3 消火活動

【道路管理者、消防組合】

(1) 道路管理者

道路管理者は、埼玉県、警察、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防組合

消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速な消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第3節 道路災害対策計画>

2.4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【道路管理者、市、警察署】

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

2.5 危険物の流出に対する応急対策

【道路管理者、消防組合】

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防組合

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、直ちに被害拡大防止に努めるとともに、避難誘導活動を行うものとする。

2.6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【道路管理者】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2.7 被災者等への的確な情報伝達活動

【市、埼玉県】

(1) 被災者等への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

2.8 道路災害からの復旧

【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第4節 鉄道事故対策計画>

第4節 鉄道事故対策計画

本計画は、市内において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、大規模事故発生時における応急救助対策、復旧等の諸対策について定める。

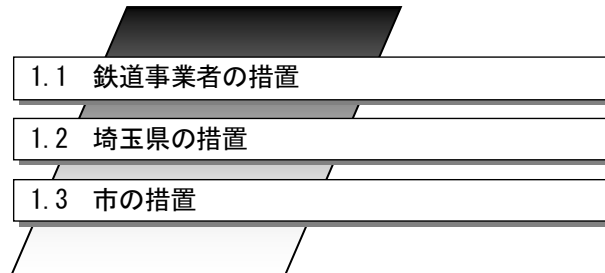
鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

大規模鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 第2章 震災応急対策計画」の各節に定める応急対策計画に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。



第1 活動体制

市域内で発生した大規模な鉄道事故に対する本市、埼玉県及び鉄道事業者の活動体制を次に示す。



1.1 鉄道事業者の措置

【鉄道事業者】

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

1.2 埼玉県の措置

【埼玉県】

埼玉県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は埼玉県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、埼玉県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

埼玉県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたる。

□ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空隊のヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第4節 鉄道事故対策計画>

□現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせる。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

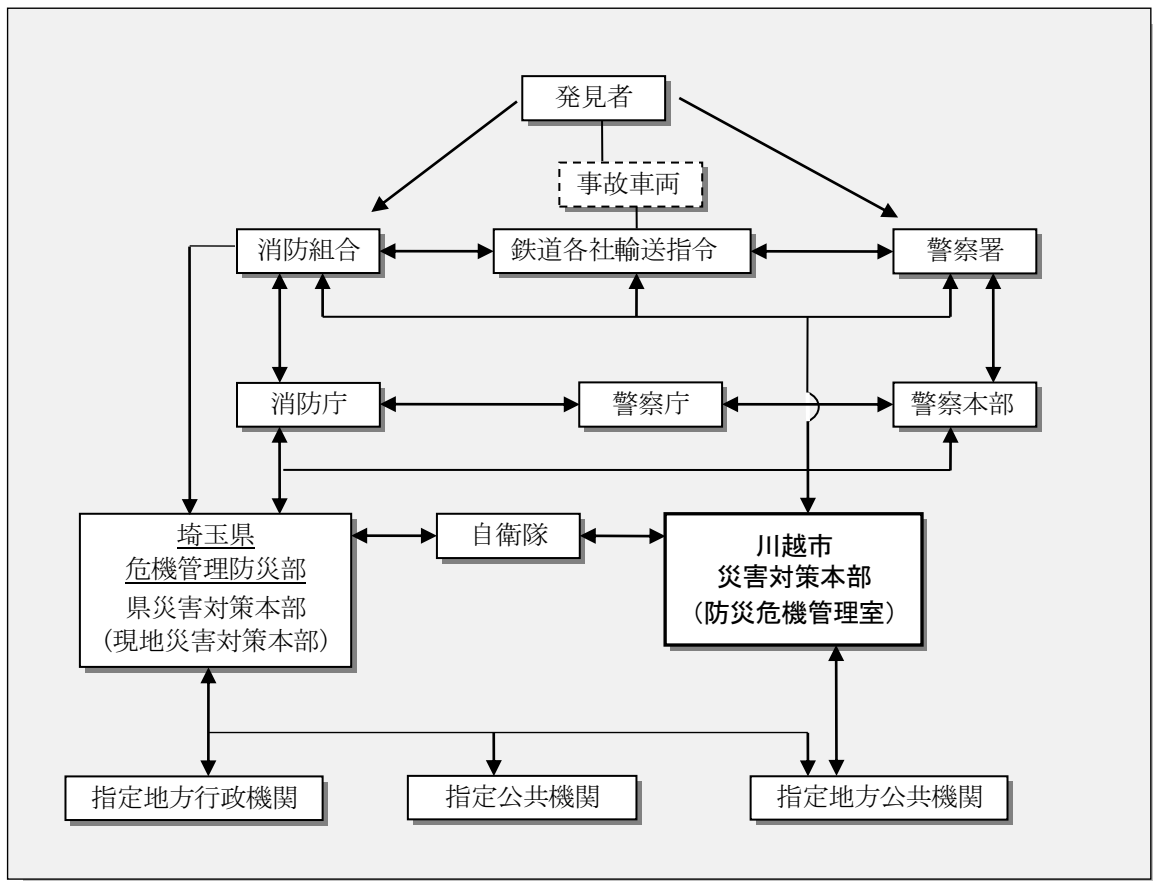
1.3 市の措置

【防災危機管理室、消防組合】

本市は、市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

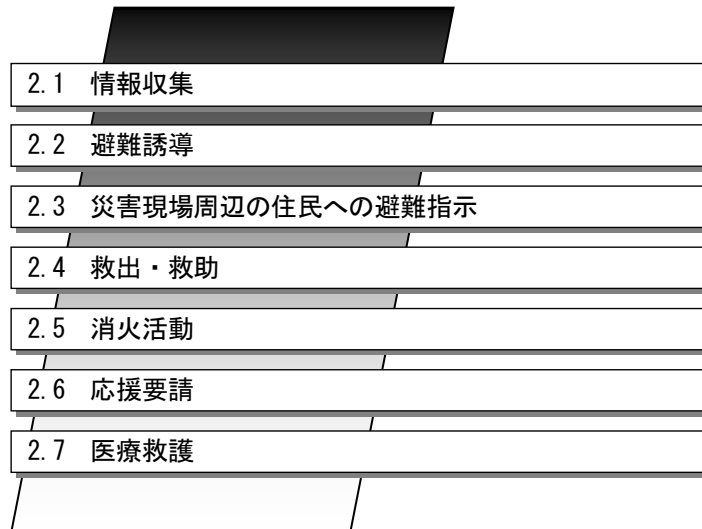
市内に相当規模以上の鉄道事故が発生した場合、「第2編 第2章『第1節 活動体制の確立』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

■鉄道事故の通報連絡体制



第2 応急措置

市域内で発生した大規模な鉄道事故に対して、本市及び関係機関が実施する応急措置を次に示す。



2.1 情報収集

【防災危機管理室、消防組合】

市内に大規模な鉄道事故が発生したときは、「第2編 第2章 第2節 『第3 災害情報の収集・伝達・共有』」に準じ、速やかにその被害状況を把握するとともに、埼玉県へ報告する。

2.2 避難誘導

【防災危機管理室、警察署、鉄道事業者、消防組合】

大規模な鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、警察、消防組合は、事業者と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

事故災害対策編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第4節 鉄道事故対策計画＞

2.3 災害現場周辺の住民への避難指示

【防災危機管理室、警察署、消防組合】

大規模な鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命、身体及び財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、「第2編 第2章 第2節『第12 避難活動』」に準じ、避難指示を行う。

2.4 救出・救助

【消防組合、警察署】

「第2編 第2章 第2節『第6 救助・救急』」に準じ、消防組合を主体とした救出・救助活動を実施するとともに、協力者の動員を行う。

2.5 消火活動

【消防組合】

大規模な鉄道事故が市街地で発生した場合は、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、消防組合は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。このほか、「第2編 第2章 第2節『第5 消防活動』」に準ずる。

2.6 応援要請

【防災危機管理室、消防組合】

大規模な鉄道事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関の相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第2編 第2章 第1節『第6 広域応援等』」に、また自衛隊への応援要請は「第2編 第2章 第1節『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」に準ずる。消防相互応援、緊急消防援助隊への応援要請は、「第2編 第2章 第2節『第5 消防活動』」に準ずる。

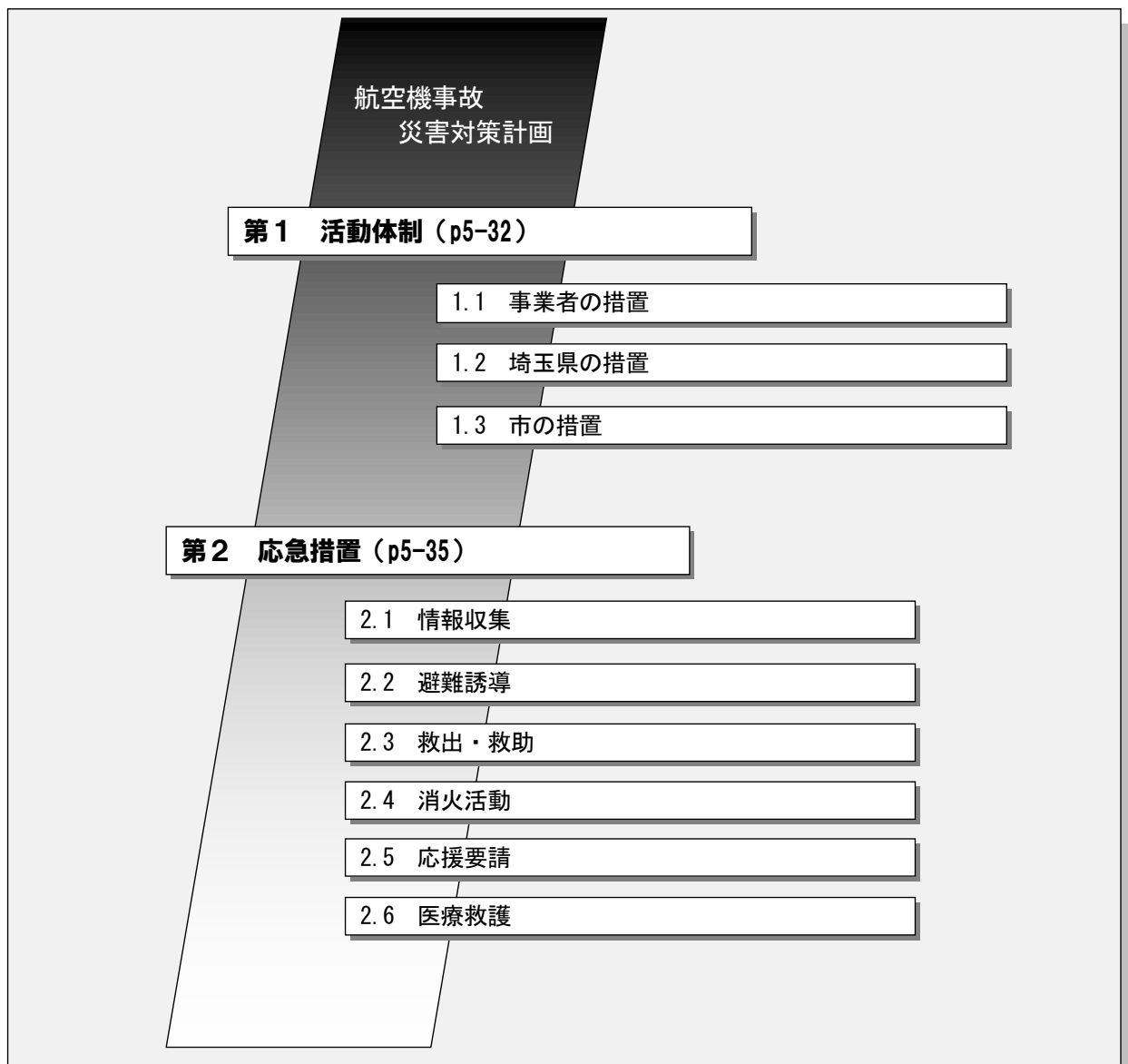
2.7 医療救護

【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】

市内で大規模な鉄道事故が発生した場合、「第2編 第2章 第2節『第7 医療救護』」に準じて、埼玉県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第5節 航空機事故災害対策計画

本計画は、市域内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、当該区域を管轄する、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。



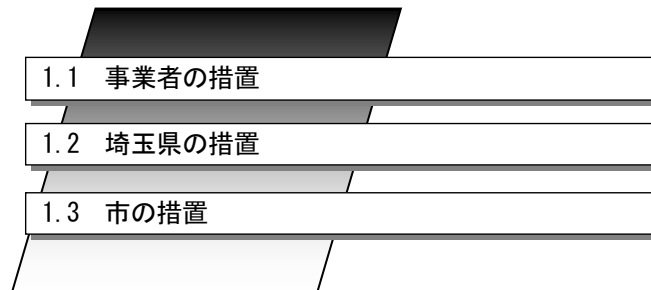
事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第5節 航空機事故災害対策計画>

第1 活動体制

市域に航空機事故が発生した場合における、本市、埼玉県及び事業者の活動体制を次に示す。



1.1 事業者の措置

【事業者】

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防団職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

1.2 埼玉県の措置

【埼玉県】

(1) 責務

埼玉県は、県内に航空機事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、埼玉県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

(2) 航空機事故対策における災害対策本部の設置

県地域防災計画に準じ、以下の基準による。

- ・ 県内に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、埼玉県は事故発生地域の管轄市町村を担当する支部、又は支部に代えて現地災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。
- ・ 県内に航空機事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、事故災害が極めて局地的と思われる場合、埼玉県は、埼玉県危機対策会議を設置、開催し、応急活動にあたる。

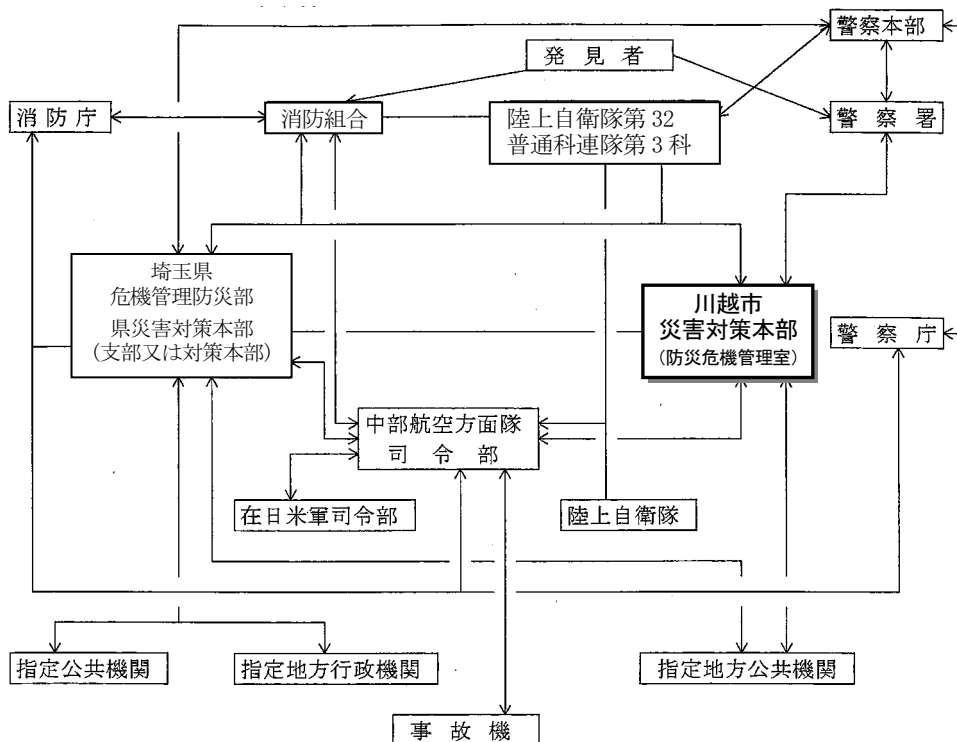
1.3 市の措置

【防災危機管理室、関係各課】

本市は、市域に航空機事故が発生した場合、他の市町村、埼玉県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

特に、市域に相当規模以上の航空機事故が発生した場合、「第2編 第2章 第1節 『第2災害対策本部の設置・運営』」に準じ、災害対策本部を設置し、応急活動にあたる。

■ 自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制

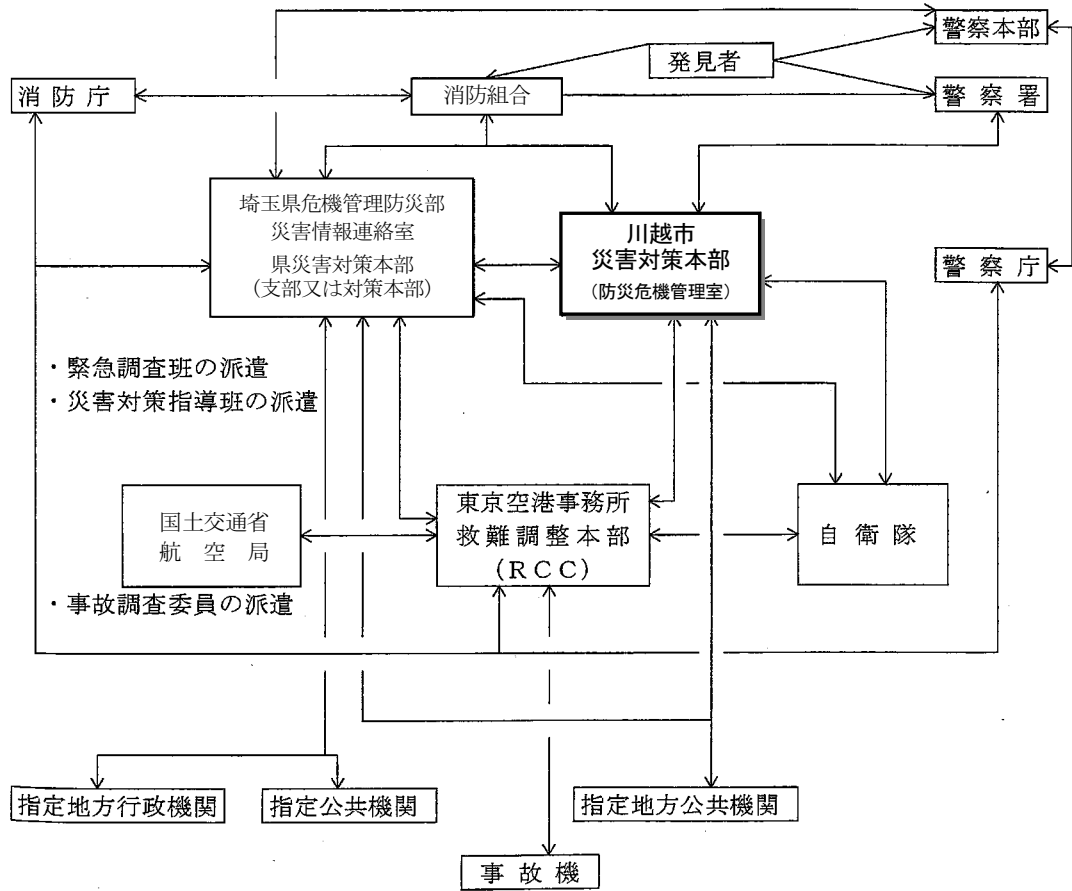


事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

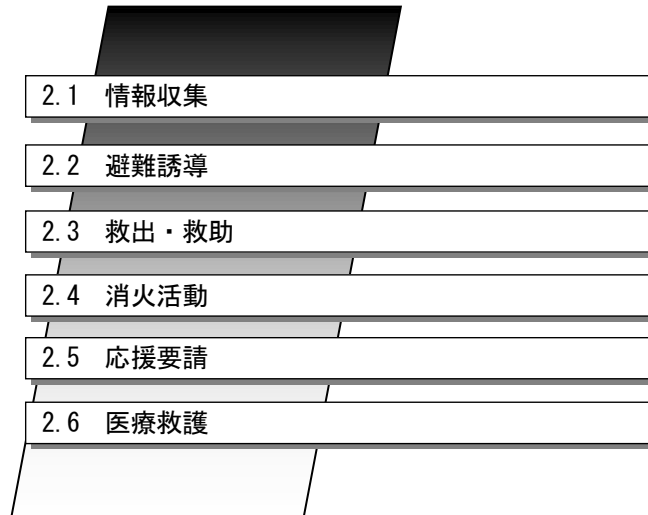
<第5節 航空機事故災害対策計画>

■民間航空機事故の連絡通報体制



第2 応急措置

市域内で発生した航空機事故に対して、本市及び関係機関が実施する応急措置を次に示す。



2.1 情報収集

【防災危機管理室、消防組合、埼玉県】

(1) 本市

本市は、市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて埼玉県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(2) 埼玉県

埼玉県は、県内に航空機事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策にあたるものとする。なお、緊急時の通信連絡手段は県地域防災計画に定める災害情報通信計画に準じ、次の各項によるものとする。

① ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

② 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び支部（地域機関）の職員又は航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>

<第5節 航空機事故災害対策計画>

2.2 避難誘導

【消防組合、事業者】

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

② 消防組合の対応

消防組合は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講ずる。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命・財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、市地域防災計画「第2編 第2章 第2節 『第12 避難活動』」に準じ、避難指示を行う。

2.3 救出・救助

【消防組合、警察署】

本市は、「第2編 第2章 第2節 『第6 救助・救急』」に準じ、消防組合を主体とした救出・救助活動を実施する。

また、必要に応じて協力者の動員、警察署への応援を要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・事故救急対策本部等、消防組合を主体とした救出・救助活動にあたる。・協力者の動員を行う。 |
|---|

2.4 消火活動

【消防組合】

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防組合は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。このほか、「第2編 第2章 第2節 『第5 消防活動』」に準ずる。

2.5 応援要請

【防災危機管理室、消防組合】

航空機事故発生時には、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。他機関への応援要請は「第2編 第2章 第1節 『第6 広域応援等』」に、また、自衛隊への応援要請は「第2編 第2章 第1節 『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」に準ずる。消防相互応援、緊急消防援助隊への応援要請は、「第2編 第2章 第2節 『第5 消防活動』」に準ずる。

2.6 医療救護

【保健医療推進課、川越市医師会、消防組合】

市域で航空機事故が発生した場合、「第2編 第2章 第2節 『第7 医療救護』」に準じて、埼玉県、その他関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

事故災害対策編

<第1章 大規模事故災害への対応>
<第6節 放射性物質事故災害対策計画>

第6節 放射性物質事故災害対策計画

本市を通る自動車専用道路を利用して核燃料物質等の輸送が行われており、輸送中の事故により放射性物質事故災害の発生が想定されるほか、市外での放射性物質事故の発生が想定される。

本節では、迅速・的確な災害応急対策遂行の前提となる組織体制等活動体制の確立について定める。



第1 目標

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等を輸送するルートとなる自動車専用道路や、市外施設が想定される。

また、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等も想定される。

このうち、医療機関等の放射性同位元素使用施設においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。

そのため、対策を定めるにあたっては、輸送中の事故及び市外施設での事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを準用するものとする。

なお、本市を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるにあたり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、埼玉県内には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力施設はなく、本市はPAZ（予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね半径5km）やUPZ（緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね半径30km）に含まれていない。

しかしながら、埼玉県の周囲には、東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力発電所が立地している。そのため、市は、県外の原子力発電所における事故が発生した場合に備え、連絡・活動体制、放射線量等の測定体制、問合せ対応窓口の設置等を整備する。

市は、これらの対策を講ずる場合にあっては、埼玉県及び国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

《輸送容器の種類》

我が国の安全規制では、放射性輸送物（輸送容器に核燃料物質等が収納された状態のもの）の区分は、収納する核燃料物質等の比放射能（単位質量あたりの放射能）に従って、少ないほうからL型、A型、B型に分けられる。A型で輸送されるものの例としては、低濃縮の六フッ化ウランや二酸化ウラン、ウランの新燃料集合体などがある。

事故災害対策編

- <第1章 大規模事故災害への対応>
- <第6節 放射性物質事故災害対策計画>

第2 核燃料物質等事故災害対策計画

市域内で発生した核燃料物質等輸送事故災害に対して、本市及び関係機関が実施すべき応急対策について、次に示す。

2.1	事故発生直後の情報の収集・連絡
2.2	活動体制の確立
2.3	消火活動
2.4	原子力緊急事態宣言発出時の対応
2.5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
2.6	退避・避難収容活動など
2.7	核燃料物質等の除去等
2.8	各種規制措置と解除
2.9	被害状況の調査等
2.10	住民の健康調査等

2.1 事故発生直後の情報の収集・連絡

【市、埼玉県、原子力事業者等】

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村、埼玉県及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

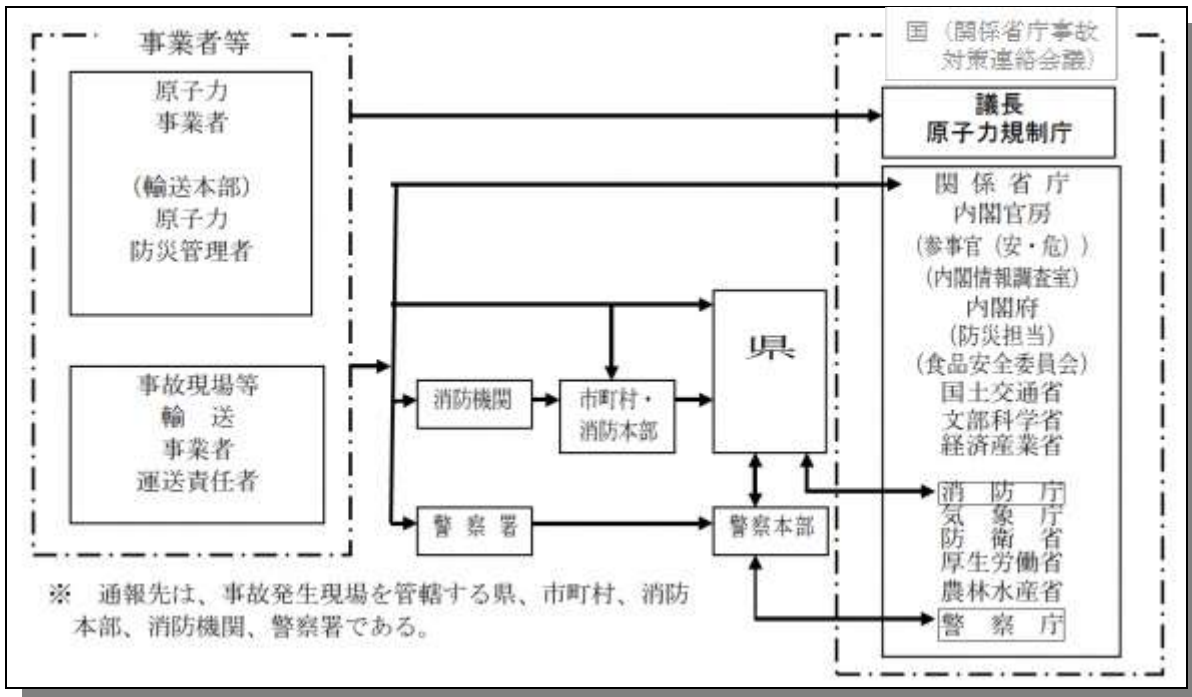
なお、市は、事業者などから受けた情報について、埼玉県、安全規制担当省庁等、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

- ・ 特定事象発生の場所及び時刻
- ・ 特定事象の種類
- ・ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ・ 気象状況（風向・風速など）
- ・ 周辺環境への影響
- ・ 輸送容器の状態
- ・ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ・ 応急措置
- ・ その他必要と認める事項

② 核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

■核燃料物質の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



③ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

市は、原子力事業者等が行う緊急時モニタリングの結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、市長は、埼玉県、国及び関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

事故災害対策編

- ＜第1章 大規模事故災害への対応＞
- ＜第6節 放射性物質事故災害対策計画＞

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、埼玉県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、埼玉県に応急対策の活動状況等を連絡するとともに、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、埼玉県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市、埼玉県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

2.2 活動体制の確立

【市、消防局、原子力事業者等】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を扱う者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講ずるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入り制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。

なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ・ 関係機関への通報・連絡
- ・ 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ・ 消火及び輸送物への延焼防止
- ・ 輸送物の移動
- ・ 立入り制限区域の設定及び立入り制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入りを制限する）
- ・ 汚染の拡大防止及び除染
- ・ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- ・ その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 消防機関の対応

核燃料物質事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び埼玉県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 市の活動体制

① 情報収集等

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報連絡体制、災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとし、関係機関相互の連携を図るものとする。

□情報収集のポイント

- ・ 事故発生時刻
- ・ 事故発生の場所及び施設
- ・ 事故の状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出（漏えい等）に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲、程度等
- ・ その他必要と認める事項

② 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、「第2編 第2章 第1節 『第7 自衛隊への災害派遣要請依頼』」によるものとする。

③ 広域的な応援体制の確立

市長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、「第2編 第2章 第1節 『第6 広域応援等』」に準じて広域的な応援要請の確立を図るものとする。

2.3 消火活動

【消防組合、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防組合は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。このほか、「第2編 第2章 第2節 『第5 消防活動』」に準ずる。

2.4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【市、埼玉県】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市及び埼玉県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、2.5以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が

事故災害対策編

- ＜第1章 大規模事故災害への対応＞
- ＜第6節 放射性物質事故災害対策計画＞

解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

2.5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【市、埼玉県、警察署、道路管理者】

(1) 緊急輸送活動

市及び埼玉県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じて確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

2.6 退避・避難収容活動など

【市、埼玉県】

(1) 退避・避難等の基本方針

市及び埼玉県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」若しくは「避難」の指示等の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

『 → 資料 2.38 「O I L と防護措置について」 参照 』

《参考》運用上の介入レベル（O I L）

放射性物質が環境中に放出された後の緊急時モニタリングの結果、空間放射量率が一定以上に上昇した場合には、一時移転などの防護措置を行います。このための判断基準としてO I L（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）を定めています。

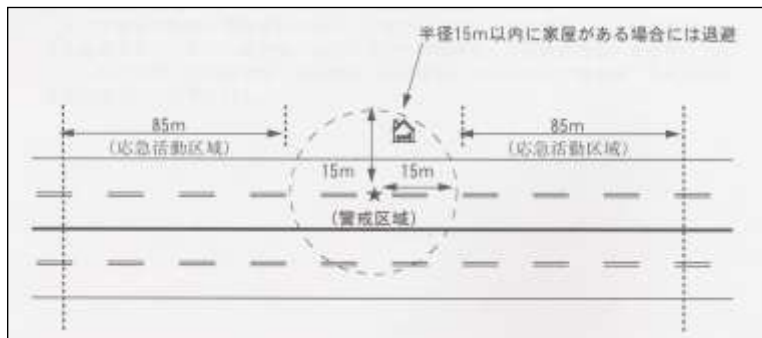
(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

■警戒区域と応急活動区域（★：事故現場）



② 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町の長に通知するとともに、必要な「屋内退避」又は「避難」の措置を、各地域住民に講ずるよう指示等するものとする。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与その他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設するものとする。この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

事故災害対策編

- ＜第1章 大規模事故災害への対応＞
- ＜第6節 放射性物質事故災害対策計画＞

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、埼玉県及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

2.7 核燃料物質等の除去等

【原子力事業者等】

事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

2.8 各種規制措置と解除

【市、埼玉県、警察署、原子力事業者等】

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

『 → 資料2.38「OILと防護措置について」参照 』

(2) 供給体制の整備

市及び埼玉県は、放射性物質事故により飲料水の摂取制限が行われた場合を想定し、飲料水の供給体制の整備を図る。なお、特に乳児に優先的に飲料水の供給を行う。

(3) 解除

市、埼玉県、原子力事業者等、消防組合等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は国及び専門家の助言を踏まえ、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったとき、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

2.9 被害状況の調査等

【市】

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行うものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 退避・避難等の措置 ・ 立入り禁止措置 ・ 飲料水、飲食物の制限措置 ・ その他必要と認める事項 |
|---|

また、市及び埼玉県は、学校の校庭等における空間放射線量や、飲料水、農畜産物、浄水発生土、下水汚泥等に含まれる放射性物質の測定体制の整備を図る。

事故災害対策編

＜第1章 大規模事故災害への対応＞

＜第6節 放射性物質事故災害対策計画＞

2.10 住民の健康調査等

【市、埼玉県】

市及び埼玉県は、市内外から退避・避難した地域住民に対し、必要に応じ外部被曝簡易測定等の健康調査を実施して住民の健康維持を図るなど、不安解消に努め、民心の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療可能施設と連携を図り、収容等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

川越市地域防災計画

初版発行	昭和39年8月
修正発行	昭和62年3月
修正発行	平成2年3月
修正発行	平成11年3月
修正発行	平成21年3月
修正発行	平成25年3月
修正発行	平成26年3月
修正発行	平成27年3月
修正発行	平成31年3月
修正発行	令和2年3月
修正発行	令和4年3月

編集 川越市防災会議

事務局 川越市防災危機管理室
